

# 那 霸 市 公 報

第 1 7 4 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇規 則◇

- 那覇市公設市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
(なはまち振興課) ..... 823

### ◇告 示◇

- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について (建築指導課)  
..... 823
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について (建築指導課)  
..... 824

### ◇公 告◇

- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について (建築指導課) ..... 825
- 都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課) ..... 826

### ◇消防局訓令◇

- 那覇市消防特殊災害対応隊規程の一部を改正する訓令 ..... 827

### ◇上下水道局告示◇

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について ..... 829
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について ..... 830

**◇監査委員告示◇**

○包括外部監査の事務を補助する者について…………… 831

---

---

**規 則**

---

---

那覇市規則第 4 号  
令和元年 6 月 13 日  
公 布 済

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例(平成31年那覇市条例第5号)の施行期日は、令和元年7月1日とする。

---

---

**告 示**

---

---

那覇市告示第 114 号  
令和元年 6 月 17 日  
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり廃止したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃 止 番 号 : 第 2 号
- 2 廃 止 道 路 の 種 類 : 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に よ る 道 路
- 3 廃 止 の 年 月 日 : 令 和 元 年 6 月 17 日
- 4 廃 止 道 路 の 位 置 : 那 覇 市 首 里 石 嶺 町 二 丁 目 90 番 22  
: 那 覇 市 首 里 石 嶺 町 二 丁 目 90 番 19、90 番 25
- 5 廃 止 道 路 の 延 長 及 び 幅 員 : 延 長 2.01m 幅 員 6.00m  
: 延 長 10.12m 幅 員 4.15m

那 覇 市 告 示 第 115 号  
令 和 元 年 6 月 17 日  
掲 示 済

建 築 基 準 法 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に よ る 道 路 の 指 定 に つ い て

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に よ る 道 路 を 次 の と お り 指 定 し た の で、公 告 す る。

そ の 関 係 図 書 は、那 覇 市 ま ち な み 共 創 部 建 築 指 導 課 に 備 え 縦 覧 に 供 す る。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

- 1 指 定 番 号 : 第 3 号
- 2 指 定 道 路 の 種 類 : 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に よ る 指 定 に 係 る 道 路
- 3 指 定 年 月 日 : 令 和 元 年 6 月 17 日
- 4 指 定 道 路 の 位 置 : 那 覇 市 松 川 三 丁 目 485 番 34
- 5 指 定 道 路 の 幅 員 : 4.00~4.15m
- 6 指 定 道 路 の 延 長 : 2.435m

---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第 136 号  
令和元年 6 月 13 日  
掲 示 済

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号  
平成 30 年 3 月 5 日 第 H29-10 号 那覇市指令ま建指第 3326 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
那覇市字国場 392 番、393 番 1、394 番
- 3 公共施設  
消防水利 (防火水槽)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
沖縄県与那原町字与那原 615 番地  
株式会社 島 代表取締役 島袋 照雄
- 5 検査済証番号  
令和元年 5 月 21 日 那ま建指第 74 号  
令和元年 5 月 21 日 那ま建指第 75 号
- 6 工事完了年月日  
令和元年 5 月 7 日

那覇市公告第 138 号  
令和元年 6 月 14 日  
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画の種類  
那覇広域都市計画下水道
2. 都市計画の名称及び変更する土地の区域  
名 称： 中部第一流域下水道  
変更する部分： 那覇市西 3 丁目
3. 縦覧場所  
那覇市都市みらい部都市計画課 (那覇市役所本庁舎 9 階)

---

---

**消防局訓令**

---

---

那覇市消防局訓令第7号  
令和元年6月7日  
公 表 濟

那覇市消防特殊災害対応隊規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局  
局 長 島 袋 弘 樹

## 那覇市消防特殊災害対応隊規程の一部を改正する訓令

那覇市消防特殊災害対応隊規程(平成21年消防本部訓令第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的) 第1条 この訓令は、那覇市消防局警防規程(平成20年消防本部訓令第1号。以下「警防規程」という。)第2条第1項第1号に規定する災害活動のうち、放射線物質、病原体、有毒ガス、毒劇物等に起因する災害(以下「特殊災害」という。)が発生し、若しくは発生するおそれがあり、又は被害の拡大が予想される場合の活動において必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(出動区分) 第7条 特災隊の出動区分は、那覇市行政区域内で発生した特殊災害とする。ただし、那覇市行政区域外で消防局長の特命があるときはこの限りでない。</p> <p><u>2 災害現場においては、災害発生地を管轄する署長の指揮を受けるものとする</u></p> <p>(活動報告) 第11条 <u>中央消防署長は、災害等に出動したときは、警防規程に定める様式に記載し、消防局長に報告するものとする。</u></p> <p>(その他) 第12条 [略]</p>	<p>(目的) 第1条 この訓令は、那覇市消防局警防規程(平成20年消防本部訓令第1号。以下「警防規程」という。)第2条第1号に規定する災害活動のうち、放射線物質、病原体、有毒ガス、毒劇物等に起因する災害(以下「特殊災害」という。)が発生し、若しくは発生するおそれがあり、又は被害の拡大が予想される場合において必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(出動区分) 第7条 [略]</p> <p>(その他) 第11条 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

## 付 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

**上下水道局告示**

那覇市上下水道局告示第7号

令和元年6月11日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
464	atelier EMI.com	那覇市西 2丁目20番11号	新崎 恵美子	令和元年 6月11日

那覇市上下水道局告示第 8 号  
令和元年 6 月 19 日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第 204 号
指定工事店名	有限会社龍設備工業
営業所所在地	沖縄県宜野湾市喜友名二丁目 21 番 8 号
代表者氏名	長田 利矢
有効期間	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日
異動年月日	令和元年 6 月 11 日
異動事由	営業所所在地の変更

**監査委員告示**

那 覇 市 監 査 委 員 告 示 第 1 号

令 和 元 年 6 月 1 9 日

掲 示 済

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	古 堅 茂 治
同	宮 城 哲

## 包括外部監査の事務を補助する者について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 1 項に規定する包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

## 1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住 所
石井 恵介	
森田 純匡	
屋嘉比 政樹	

## 2 監査の事務を補助できる期間

令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

